



埼玉県報

第 2773 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 16 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害図書等の指定（青少年課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 手術器材の単価契約に関する入札公告（総合リハビリテーションセンター）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 小川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人晴風
- 三 代表者の氏名
政川 晴美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市戸塚東一丁目十番十一号スリーマウンテン百一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、周辺地域の障害者や高齢者等の支援を必要とする人に対し、介護及び在宅生活支援に関する事業を行い、誰もが安心してその人らしい生活を送ることが出来る地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人樹学園

三 代表者の氏名

小島 創

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市春日一丁目二十九番地十三ヴァンペール上尾目一四百六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族を対象として、地域社会での自立や生活の質的向上を目指した生活サポートの事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百八十三号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十一条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書等として、次のとおり指定する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	種類	名称	発行所	指定理由
一一五二二	雑誌	図解アリエナイ理科ノ実験室2	株式会社三才ブックス	青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
一一五二四	雑誌	裏モノJAP AN9月号別冊ヤバイ悪グツズ最新版	株式会社鉄人	同右

告 示

埼玉県告示第百八十四号

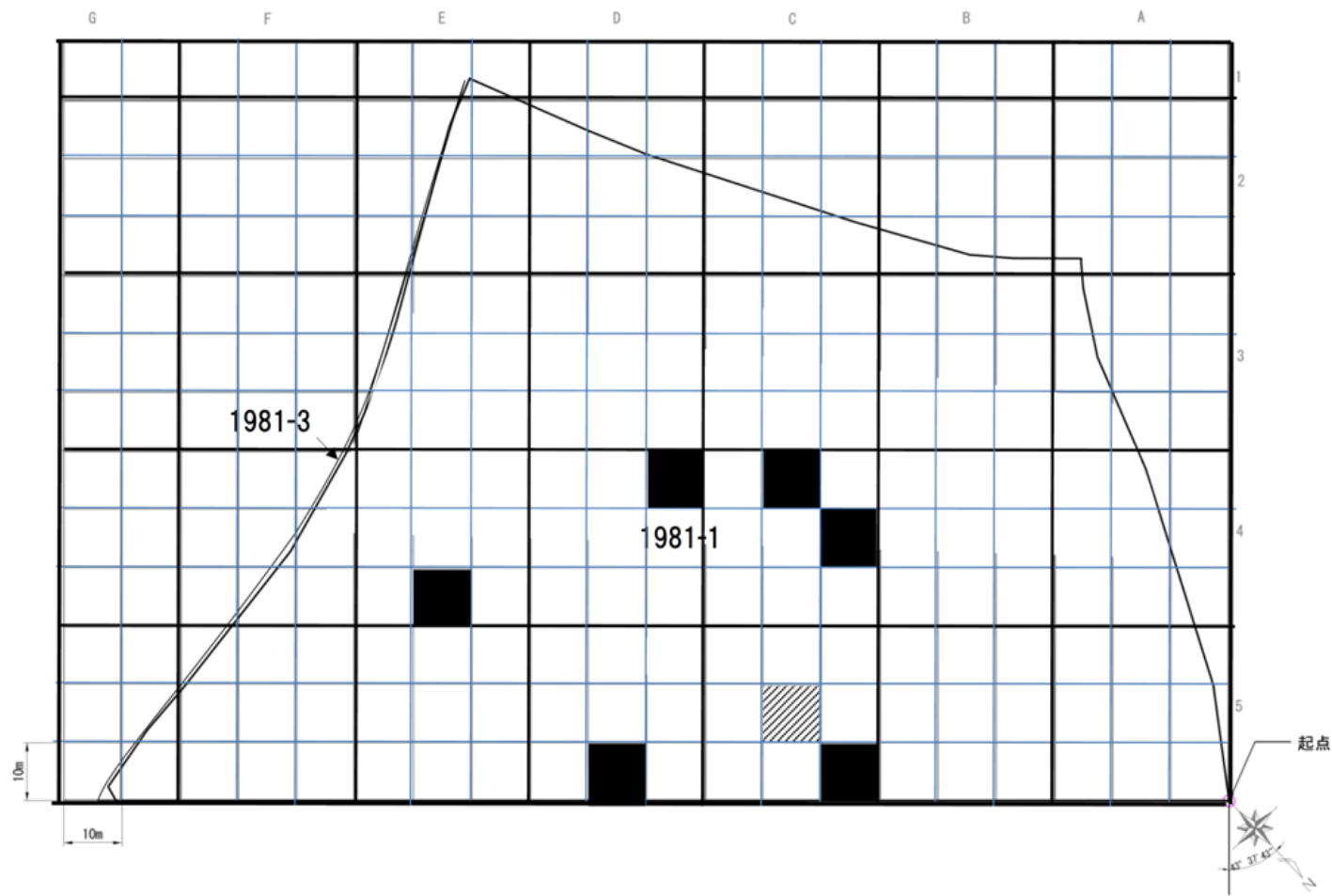
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千七百六十五号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

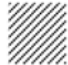

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市中野一丁目千九百八十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は、埼玉県新座市中野1丁目1981-1の最北端とする。

格子の回転角度
 43度37分43秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

-  形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域を解除する区画

告 示

埼玉県告示第百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

手術器材 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、「医療機器」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業

の許可を受けている者であること。

- (6) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-8567 埼玉県上尾市西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 小澤 電話048-781-6744（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月29日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月28日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月29日（火）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県総合リハビリテーションセンター 平成28年3月29日（火）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年3月10日（木）午前11時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成28年2月23日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ
提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該
金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.

(2) Deadline for Submissions:

By the Electronic Bidding System: 11 a.m. on Tuesday, March 29, 2016

By registered mail: 5 p.m. on Monday, March 28, 2016

In person: 11 a.m. on Tuesday, March 29, 2016

(3) Location of Bidding and Contact Information:

Property and Supply Management Division,

Saitama Rehabilitation Center

NishiKaitsuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph. 048-781-6744

告 示

埼玉県告示第百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ上尾東店

埼玉県上尾市大字上尾村字向原千三百番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 新たに拡張した駐車場にも、アイドリング・ストップの看板を設置してください。

(2) 荷捌き施設に屋根を設ける場合は、建築確認申請が必要となります。

(3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物許可申請を行ってください。

(4) 市道千二十五号線に面した出入口と市道三万五百五十五号線の出入口部が近接するため、市道利用と出入口利用が重なることから、追加出入口に通整理員を設置してください。また、追加出入口は出口専用とすることを検討してください。

(5) 申請場所は、市立東小学校に隣接し、市立東中学校も近接しており、登下校時には多くの児童・生徒が通行していることから、児童生徒の安全確保の徹底を図るとともに、小・中学校や地元住民への丁寧な説明をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告示

埼玉県告示第百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十八年十二月二十二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六八九号	炭酸カルシ ウム肥料	イーカラストA	アルカリ分 五〇・〇	有限会社タナカ鉄工 埼玉県久喜市菖蒲町 上大崎六百三十二番 地四
埼玉県第 六九〇号	混合有機質 肥料	混合有機 8	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	兼松アグリテック株 式会社 茨城県神栖市東深芝 四番地七
埼玉県第 六九一号	ひまし油か す及びその 粉末	粒状ひまし油か す	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
			含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	

告示

埼玉県告示第百八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六四四号	加工家き んふん肥 料	愛鶏園鶏 ふん肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	平成三十三年 八月八日	株式会社愛鶏園 神奈川県横浜市神 奈川区菅田町二千 九百五十四番地
埼玉県第 五七七号	肉骨粉	六・〇肉 骨粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一〇・〇	平成三十三年 八月九日	太田油脂産業株式 会社 埼玉県八潮市大字 堀五百四十一番地 十
埼玉県第 六四五号	混合有機 質肥料	混合有機 質3号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	平成三十年 九月十一日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一

埼玉県第 三五七号	なたね油	5・3な たね油か	窒素全量 五・三	平成三十三年 十月七日	米澤製油株式会 社 埼玉県熊谷市上之 二千七百九十三番 地
埼玉県第 五八三号	魚かす粉	魚かす粉 末1号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇	平成三十三年 十一月六日	朝日工業株式会 社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 地
埼玉県第 五五六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料F 1号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	平成三十年 十月二十八 月	フジッコ株式会 社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四
埼玉県第 六五四号	魚かす粉	魚骨(粒)	窒素全量 四・五 りん酸全量 二〇・五	平成三十三年 十二月三日	関東肥料工業株式 会 社 東京都江東区福住 一丁目十二番十五 号
埼玉県第 六五五号	魚かす粉 (粒)	魚骨(細 粒)	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一六・〇	平成三十三年 十二月三日	関東肥料工業株式 会 社 東京都江東区福住 一丁目十二番十五 号

告示

埼玉県告示第百八十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があつた旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 五五二号	乾燥菌体肥 料	朝日工業株式 会社	代表取締役 赤松清茂
埼玉県第 五五三号	乾燥菌体肥 料	代表者の変更	
埼玉県第 五五七号	乾燥菌体肥 料		変更前
埼玉県第 五七五号	副産動物質 肥料		
埼玉県第 五七六号	副産動物質 肥料		代表取締役 村上政徳
埼玉県第 五八三号	魚かす粉末		
埼玉県第 五八九号	乾燥菌体肥 料		変更後
埼玉県第 五九〇号	乾燥菌体肥 料		
埼玉県第 五九七号	副産植物質 肥料		

六六二号	埼玉県第 副産植物質	六六一号	埼玉県第 副産植物質	六五二号	埼玉県第 副産動物質	六三九号	埼玉県第 副産動物質	六三五号	埼玉県第 なたね油か す及びその 粉末	六二五号	埼玉県第 乾燥菌体肥 料	六一六号	埼玉県第 乾燥菌体肥 料	六一五号	埼玉県第 乾燥菌体肥 料	六一一号	埼玉県第 副産石灰肥 料	六〇三号	埼玉県第 副産動物質 肥料	六〇一号	埼玉県第 乾燥菌体肥 料
代表者の変更																					
変更後										変更前											
										代表取締役 赤松清茂											
代表取締役 村上政徳																					

六六五号	埼玉県第 化成肥料	六六四号	埼玉県第 混合有機質 肥料
	代表者の変更	会社	朝日工業株式 会社
変更後		変更前	
	代表取締役 村上政徳		代表取締役 赤松清茂

告示

埼玉県告示第百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 二号
肥料の種類	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	炭酸カルシウム肥料
保証成分量（％） その他の規格	アルカリ分 五三・〇
生産業者の氏名又は 名称及び住所	J F E ミネラル株式 会社 東京都港区芝三丁目 八番二号

告 示

埼玉県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新座都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

四 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

新座市大和田二丁目及び三丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備

部（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

四 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画道路三・四・四志木大和田線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

新座市大和田二丁目、三丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

新座市大和田二丁目、三丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部
（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

四 縦覧期間

平成二十八年二月十六日から平成二十八年三月一日まで

告 示

埼玉県告示第百九十四号

滑川町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十五号

嵐山町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十六号

小川町から小川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十八年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県幸手市中三丁目六番二十一号

株式会社 野澤不動産 代表取締役 野 澤 忠

ロ 敷地の位置

埼玉県幸手市東四丁目千二百九十五番四、五、

千三百二十三番一、二、五、七

ハ 建築物の用途

物品販売業を営む店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十八年二月二十八日（日）

午前十時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

幸手市役所 第二庁舎 一階 第五会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年二月四日

指令川建セ第二七〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十八年二月九日

川建セ第二七〇〇八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百三十五番一、千二百三十七番

一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県燕市松橋百九番地三

株式会社 ショーリン 代表取締役 小林 茂伸

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十一月五日

指令川建セ第〇九六〇五四一号

二 検査済証番号

平成二十八年二月十日

川建セ第二七〇〇八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字小新井字屋敷百二番一、百二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市本宿二丁目百二番地一 メゾン本宿一〇三

久保田 範子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十六年四月十八日第十八号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

取消番号	第十五号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	平成二十八年二月一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>和光市新倉五丁目千四百七十二番地一地从先から 千四百七十七番地地先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千三百五十二番地地先から 千三百四十三番地一地从先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千四百三十六番地三地从先から 千四百三十二番地一地从先まで</p> <p>和光市新倉四丁目千八百五番地一地从先から 千八百番地地先まで</p> <p>和光市新倉五丁目千三百五十八番地地先から 千三百六十七番地地先まで</p> <p>和光市新倉四丁目千七百六十四番地地先から 千七百八十七番地地先まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>六十・〇</p> <p>九十三・〇</p> <p>五十三・〇</p> <p>九十一・〇</p> <p>九十四・〇</p> <p>二百三十一・〇</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>八・〇</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第十五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十八年二 月一日	指定の年月日
和光市新倉四丁目千七百六十四番地先から 千七百八十七番地先まで	指定に係る道路の位置
二百十七・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
八・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年十二月二十五日

指令越建セ第二七〇〇〇二二二号

二 検査済証番号

平成二十八年二月九日

越建セ第四六一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字宮前九百八十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原二丁目四番四号 ウィングカーサロ 二〇二

梶原 正克

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年七月二十二日

指令越建セ第二七〇〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年二月九日

越建セ第四六八一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島三百八十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市小渕千百四十二番地一 ベルヴィーB棟二〇一

山田 隆久

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年二月十六日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十八年二月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ロ その他